

静岡市自治基本条例及び

静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正案について

1 改正の背景及び趣旨

(1) 改正の背景

静岡市自治基本条例では、第25条に「住民投票の実施」についての定めがあります。「住民投票」とは、市政の特に重要な事項について、広く市民の皆さんの総意を的確に把握するために実施することができるもので、間接民主主義を補完する制度と言われています。

住民投票の実施に関しては、市長の発意によるもののほか、住民の請求によるものを規定していますが、住民投票の実施請求ができる人の要件に関しては、静岡市自治基本条例第26条第1項および静岡市市民参画の推進に関する条例第16条第1項により「本市に住所を有する年齢20歳以上の者（永住外国人を含む。）」と規定されています。

静岡市自治基本条例

(住民投票の請求及び市議会への付議)

第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。

静岡市市民参画の推進に関する条例

(住民投票の実施請求権を有する者等)

第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票(以下「住民投票」という。)の実施を請求することができる者は、年齢20歳以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日(他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日)から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に記載されているものとして、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿(住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。)に登録されたものとする。

静岡市自治基本条例において、住民投票の実施請求権年齢を20歳以上とした理由は、住民の皆さんに間接民主主義を補完するための発案権（イニシアチブ）を認めるという重要な規定であり、現行の法令の考え方に準じて規定することが適当であると考え、地方自治法第74条の直接請求の規定に倣ったからです。今般、公職選挙法の一部改正により選挙権を有する年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、公職選挙法の規定に準じている地方自治法の直接請求の規定も適用年齢が引き下がることになります。

【参考】地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（2）改正の趣旨

この改正案は、（1）に記載した背景及び制度の趣旨を踏まえて、静岡市自治基本条例第26条第1項および静岡市市民参画の推進に関する条例第16条第1項に規定されている住民投票の実施請求権年齢を、公職選挙法の改正の趣旨を踏まえ、「20歳」から「18歳」に変更しようとするものです。

2 施行の時期

改正された公職選挙法の施行の日（平成28年6月19日）と同日を予定しています。